

改正

平成24年3月30日規則第16号

平成27年2月24日規則第3号

平成28年2月1日規則第5号

平成29年2月16日規則第3号

平成29年11月6日規則第33号

名寄市立大学の組織及び管理に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、名寄市立大学条例（平成18年名寄市条例第83号）第5条の規定に基づき、名寄市立大学（以下「大学」という。）の組織及び管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(大学の組織)

第2条 大学に事務局、学生部及び教務部並びに附属施設として図書館及びコミュニティケア教育研究センター（以下「教育研究センター」という。）を置く。

(部局の組織)

第3条 事務局、学生部、教務部及び図書館に、次の課及び係を置く。

部局名	課名	係名
事務局	総務課	総務係、図書係
	教務課	教務係、広報入試係
	学生課	学生係、就職係
学生部	学生課	学生係、就職係
教務部	教務課	教務係
図書館		司書係

2 教育研究センターに事務局（以下「センター事務局」という。）を置く。

(職員)

第4条 事務局、部、課及び係並びに図書館及び教育研究センターにそれぞれ長を置く。

2 事務局に次長及び参事、課に主幹及び主査、係に主任を置くことができる。

3 図書館に、副館長を置くことができる。

- 4 センター事務局に、局長、次長、参事、主幹及び主査を置くことができる。
- 5 係に必要な職員を置く。

(事務分掌)

第5条 第2条に規定する図書館及び教育研究センター並びに第3条に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 事務局総務課

- ア 大学の諸儀式及び管理全般に関する事項
- イ 処務の総合企画及び調整に関する事項
- ウ 授業料等に関する事項
- エ 職員の福利厚生に関する事項
- オ 図書館の財務に関する事項
- カ 教育研究センターの財務に関する事項
- キ その他、他の課に属しない事項

(2) 事務局教務課

- ア 教務に関わる財務に関する事項
- イ 広報及び入試に関する事項

(3) 事務局学生課 学生の厚生補導に関わる財務に関する事項

(4) 学生部学生課

- ア 学生の生活指導及び福利厚生に関する事項
- イ 学生の就職及び進学に関する事項
- ウ 奨学金に関する事項
- エ 学籍に関する事項(学生の休退学に関する事項に限る。)
- オ その他学生の厚生補導に関する事項

(5) 教務部教務課

- ア 教育課程及び授業に関する事項
- イ 学籍及び各種免許に関する事項(学生の休退学に関する事項を除く。)
- ウ その他教務に関する事項

(6) 図書館 図書館に関する事項(財務に関する事項を除く。)

(7) 教育研究センター 教育研究センターに関する事項(財務に関する事項を除く。)

(教員の任免等)

第6条 学長、教員、事務職員及びその他の職員の任免、分限、懲戒、服務等人事管理

に関する事項については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）及び名寄市職員が適用を受ける条例その他諸規定の定めるところによる。

（任命）

第7条 事務局長、事務局次長、課長、参事、副館長、主幹、係長、主査及び主任は、事務職員のうちから市長がこれを任命する。

2 学生部長、教務部長、図書館長及びコミュニティケア教育研究センター長（以下「センター長」という。）は、本学の教授のうちから学長が教授会の議を経て市長に内申し、市長がこれを任命する。

（職務）

第8条 学長は、市長の命を受け、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 事務局長、学生部長、教務部長、図書館長及びセンター長は、学長の命を受けて、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 次長、課長、参事、副館長及び主幹の職にある者は、上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 係長及び主査の職にある者は、上司の命を受け、分掌事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

5 主任は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

6 係員は、上司の命を受け、分掌事務に従事する。

（代理）

第9条 学長に事故があるとき、又は学長が欠けたときは、あらかじめ学長が教授会の議を経て、市長の承認を得た者がその職務を代理する。

（校舎の管理、警備）

第10条 校舎の管理及び警備に関する事項については、別に定める。

（附属施設）

第11条 図書館等附属施設の管理、運営については、別に定める。

（内部規程）

第12条 学長は、この規則に定めるもののほか、大学の運営、管理に関し必要な内部の規程を設けることができる。ただし、重要なものについては、市長に報告して承認を求めなければならない。

（その他）

第13条 この規則の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第16号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月24日規則第3号）

この規則は、平成27年4月1日より施行する。

附 則（平成28年2月1日規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則の施行前の名寄市立大学の組織及び管理に関する規則（平成18年名寄市規則第137号）で行われた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成29年2月16日規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（処分等の効力）

- 2 平成28年4月1日から、この規則の施行の日前までの間に、改正前の名寄市立大学の組織及び管理に関する規則（平成18年名寄市規則第137号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為であって、この規則による改正後の規則（以下「改正後規則」という。）に相当の規定があるものは、別段の定めがあるものを除き、改正後規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成29年11月6日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行し、平成29年11月1日から適用する。